



成年後見制度利用促進の現状と課題

令和6年9月14日

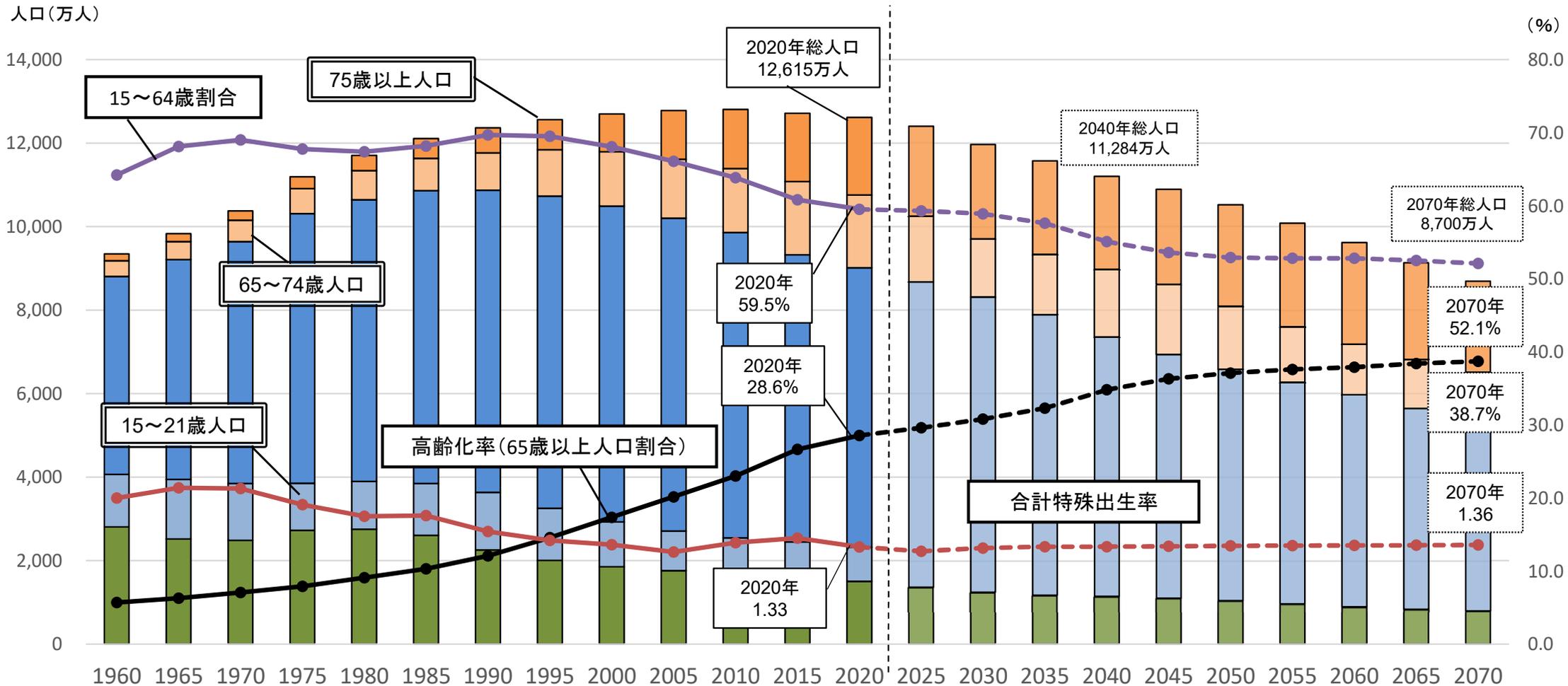
厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

1

権利擁護支援の充実が必要な背景



日本の人口の推移

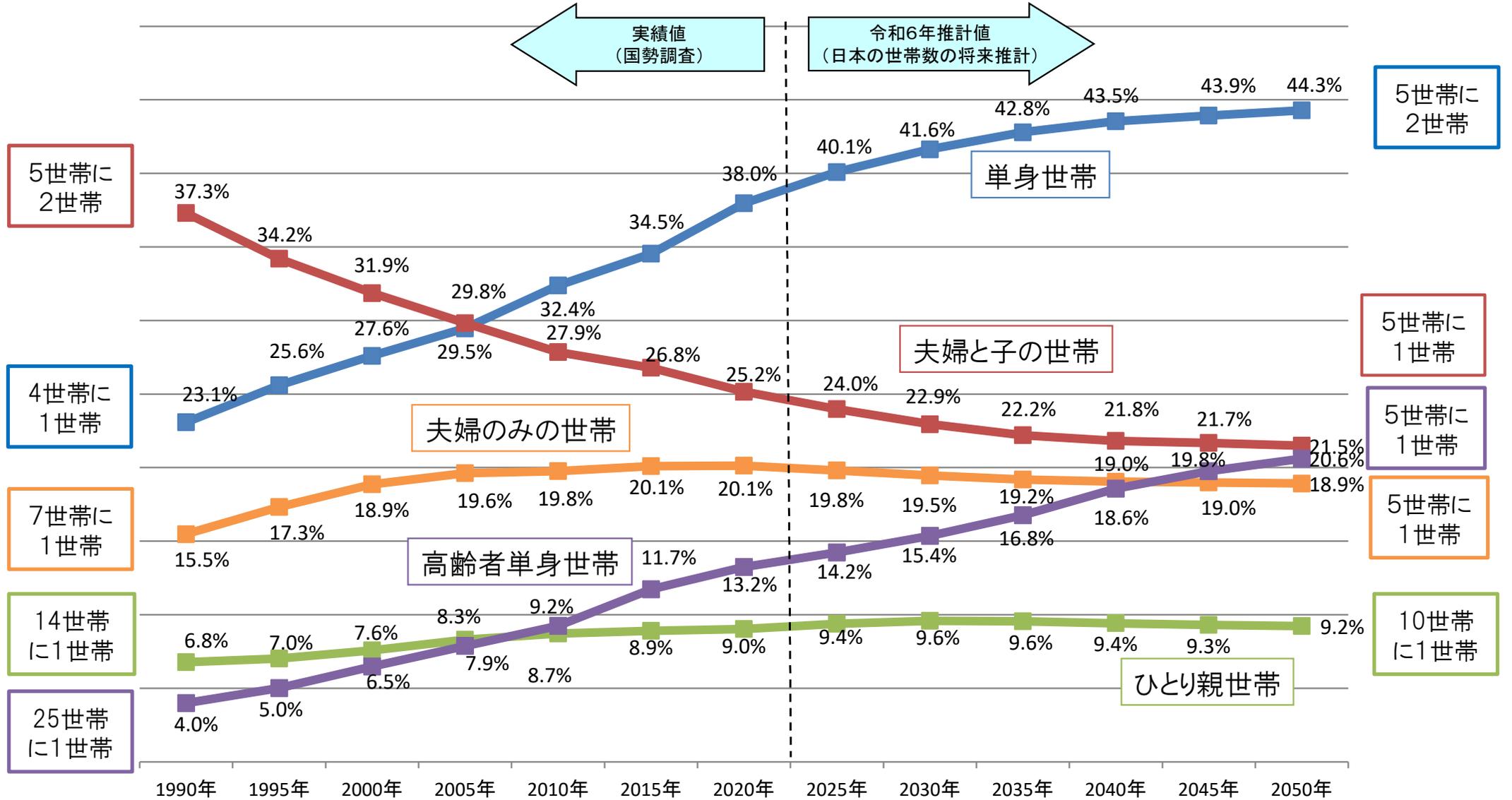


	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065	2070
15~64歳人口 (A)	6,000	6,693	7,157	7,584	7,888	8,254	8,614	8,726	8,638	8,442	8,174	7,728	7,509	7,310	7,076	6,722	6,213	5,832	5,540	5,307	5,078	4,809	4,535
65歳以上人口 (B)	535	618	733	887	1,065	1,247	1,493	1,828	2,204	2,576	2,948	3,387	3,603	3,653	3,696	3,773	3,928	3,945	3,888	3,778	3,644	3,513	3,367
(B)/(A)	8.9%	9.3%	10.2%	11.7%	13.5%	15.1%	17.3%	21.0%	25.5%	30.5%	36.1%	43.8%	48.0%	50.0%	52.2%	56.1%	63.2%	67.6%	70.2%	71.2%	71.8%	73.1%	74.2%
15~74歳人口 (C)	6,373	7,124	7,668	8,187	8,587	9,029	9,508	9,836	9,941	9,854	9,702	9,483	9,251	8,808	8,511	8,256	7,914	7,500	6,995	6,606	6,285	6,006	5,722
75歳以上人口 (D)	163	188	221	284	366	472	599	718	901	1,164	1,419	1,632	1,860	2,155	2,261	2,238	2,227	2,277	2,433	2,479	2,437	2,316	2,180
(D)/(C)	2.5%	2.6%	2.9%	3.5%	4.3%	5.2%	6.3%	7.3%	9.1%	11.8%	14.6%	17.2%	20.1%	24.5%	26.6%	27.1%	28.1%	30.4%	34.8%	37.5%	38.8%	38.6%	38.1%

資料：1960年～1970年の人口は総務省「国勢調査」、1975年～2015年の人口は総務省「国勢調査」（年齢不詳の人口を各歳別にあん分した人口）、2020年の人口は総務省「国勢調査」（不詳補完値）（各年10月1日現在）、1960年～2020年の合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降の人口と合計特殊出生率は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）。

世帯構成の推移と見通し

○単身世帯、高齢者単身世帯(※1)ともに、今後とも増加が予想されている。
 単身世帯は、2050年で44.3%に達する見込み。(全世帯数約5,570万世帯(2020年))



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(令和6年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。
 (※2) 全世帯数に対する高齢者単身世帯の割合はグラフのとおりだが、世帯主年齢65歳以上世帯に対する割合は、35.2%(2020年)から45.1%(2050年)へと上昇。
 (※3) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

認知症及びMCIの高齢者数と有病率の将来推計

- 令和4年:認知症の高齢者数 443.2万人(有病率12.3%) MCIの高齢者数 558.5万人(有病率15.5%)
- [令和4年の認知症およびMCIの性年齢階級別有病率が今後も一定と仮定した場合]
 令和22年【推計】:認知症の高齢者数 584.2万人(有病率14.9%) MCIの高齢者数 612.8万人(有病率15.6%)
- ※ 軽度認知障害(MCI):もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態。



(資料)「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」

(令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分):九州大学大学院医学研究院二宮利治教授)より内閣府作成。(令和6年5月8日(水)に開催された認知症施策推進関係者会議(第2回)の配布資料より)

(注1)MCI:軽度認知障害

(注2)2022年の4地域(久山町、中島町、中山町、海士町)から得られた認知症及びMCI者の性年齢階級別有病率が2025年以降も一定と仮定して推計した。

(注3)2025年以降の性年齢階級別人口分布の出典:国立社会保障・人口問題研究所、日本の将来推計人口:性年齢階級別人口分布・出生中位(死亡中位)推計

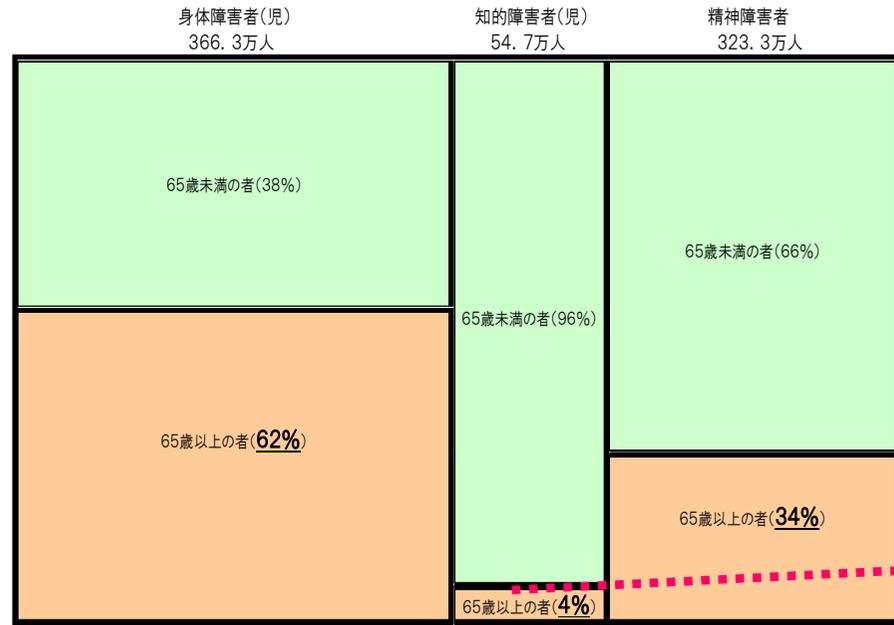
障害者数及び高齢化について

○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また**障害者の高齢化**が進んでいる。

65歳以上の障害者の割合 **46% → 52%**
 うち身体障害者の割合 62% → 74% (平成18年 → 平成28年 (在宅) 30年 (施設))
うち知的障害者の割合 4% → 16% (平成17年 → 平成28年 (在宅) 30年 (施設))
 うち精神障害者の割合 34% → 39% (平成20年 → 平成29年)

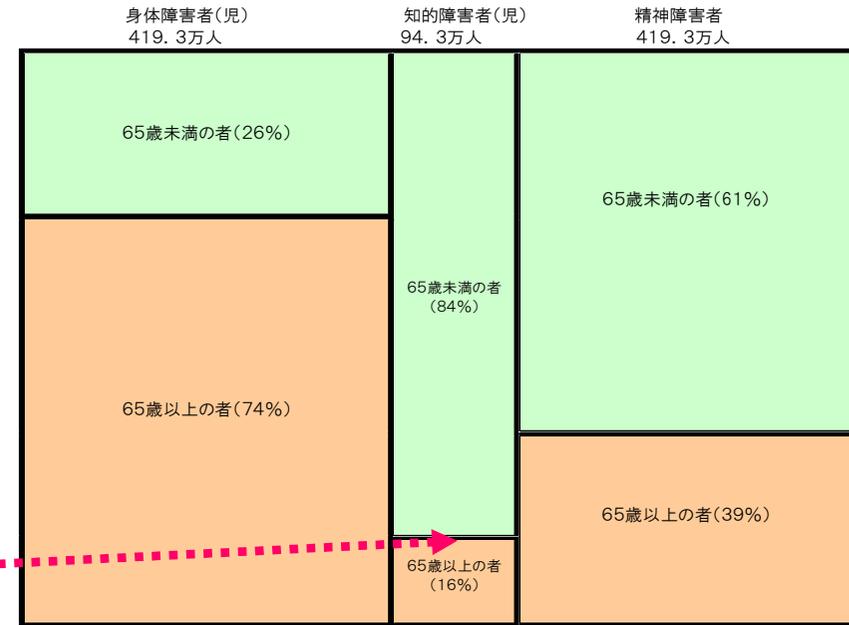
平成20年等

障害者総数 744.2万人(人口の約5.8%)
 うち65歳未満 54%
 うち65歳以上 46%



平成30年等

障害者総数 964.7万人(人口の約7.6%)
 うち65歳未満 48%
 うち65歳以上 52%



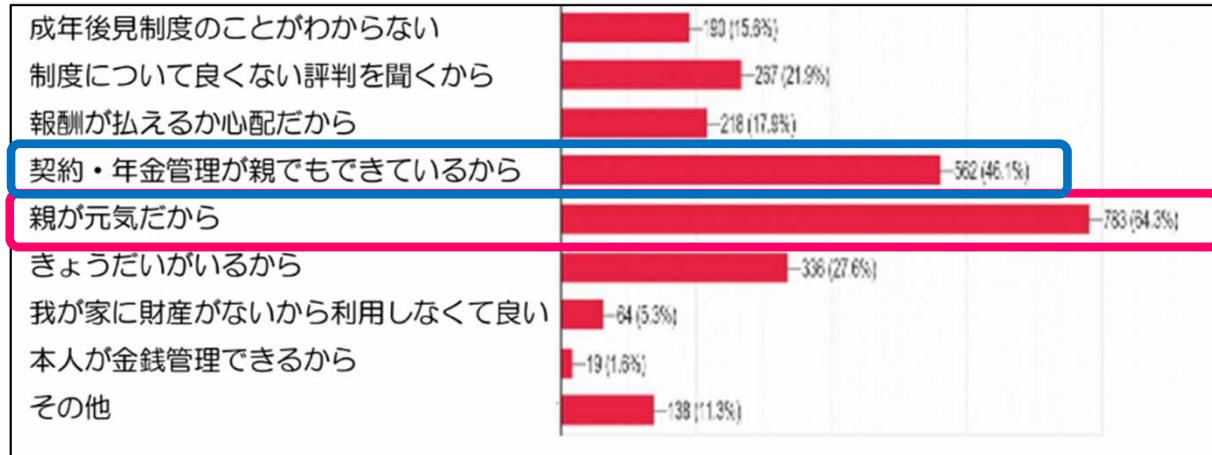
※身体障害者(児)数は平成18年の調査等、知的障害者(児)数は平成17年の調査等、精神障害者数は平成20年の調査等による推計。なお、身体障害者(児)には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
 ※難病患者等のうち、身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)のいずれにも該当しない者の数は含まない。(右図同様)
 ※社会保障審議会(障害者部会)第68回(2015年7月24日)「高齢の障害者に対する支援の在り方について」資料より抜粋。

出典 在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児):厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」(平成28年)、施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児):厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成30年)、在宅精神障害者及び入院精神障害者:厚生労働省「患者調査」(平成29年)
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等(精神通院医療を除く。)を受けている者は19.4万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
 ※在宅身体障害者(児)及び在宅知的障害者(児)は鳥取県倉吉市を除いた数値である。
 ※施設入所身体障害者(児)及び施設入所知的障害者(児)には高齢者施設に入所している者は含まれていない。
 ※年齢別の身体障害者(児)及び知的障害者(児)数は在宅者数(年齢不詳を除く)での算出。
 ※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

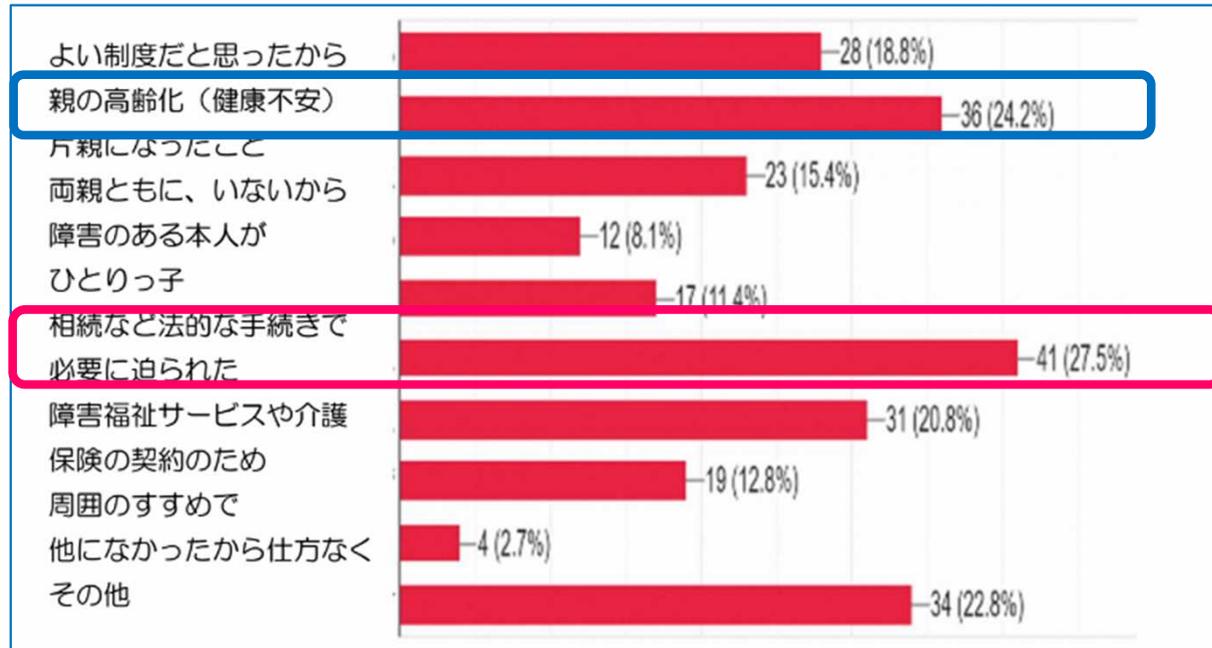
親亡き後の問題

- 全国手をつなぐ育成会連合会の令和3年5月の会員へのアンケート調査では、障害のある知的障害者が「成年後見制度を利用していない理由」（回答1,217人）は、「親が元気だから」が最多で、64.3%（783人）。
- 一方で「利用している人」151人に「成年後見制度を利用すると決めた理由」を尋ねたところ（回答149人）、最多が「相続など法的な手続きで必要に迫られた」が27.5%（41人）、ついで「親の高齢化（健康不安）」が24.2%（36人）。
- 障害者の高齢化、その親の高齢化に伴い、**知的障害者の「親亡き後」問題が一気に増大していくことが推定**される。

成年後見制度を利用していない理由



成年後見制度を利用すると決めた理由



（出所）（一社）全国手をつなぐ育成会連合会
令和3年5月会員アンケートより

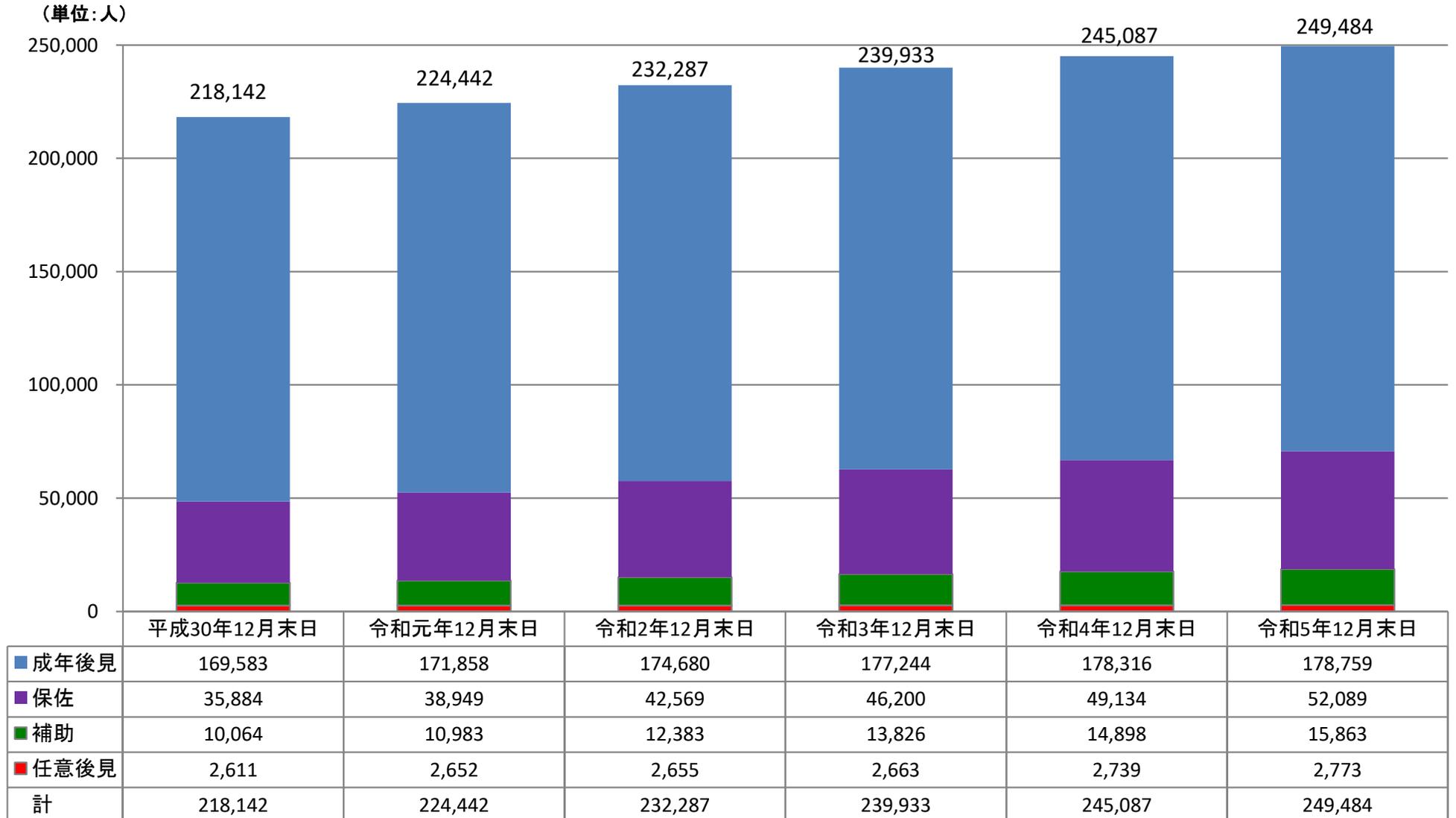
2

成年後見制度の利用状況



成年後見制度の利用者数の推移（平成30年～令和5年）

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 令和5年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約71.7%、保佐の割合が約20.9%、補助の割合が約6.4%、任意後見の割合が約1.1%となっている。

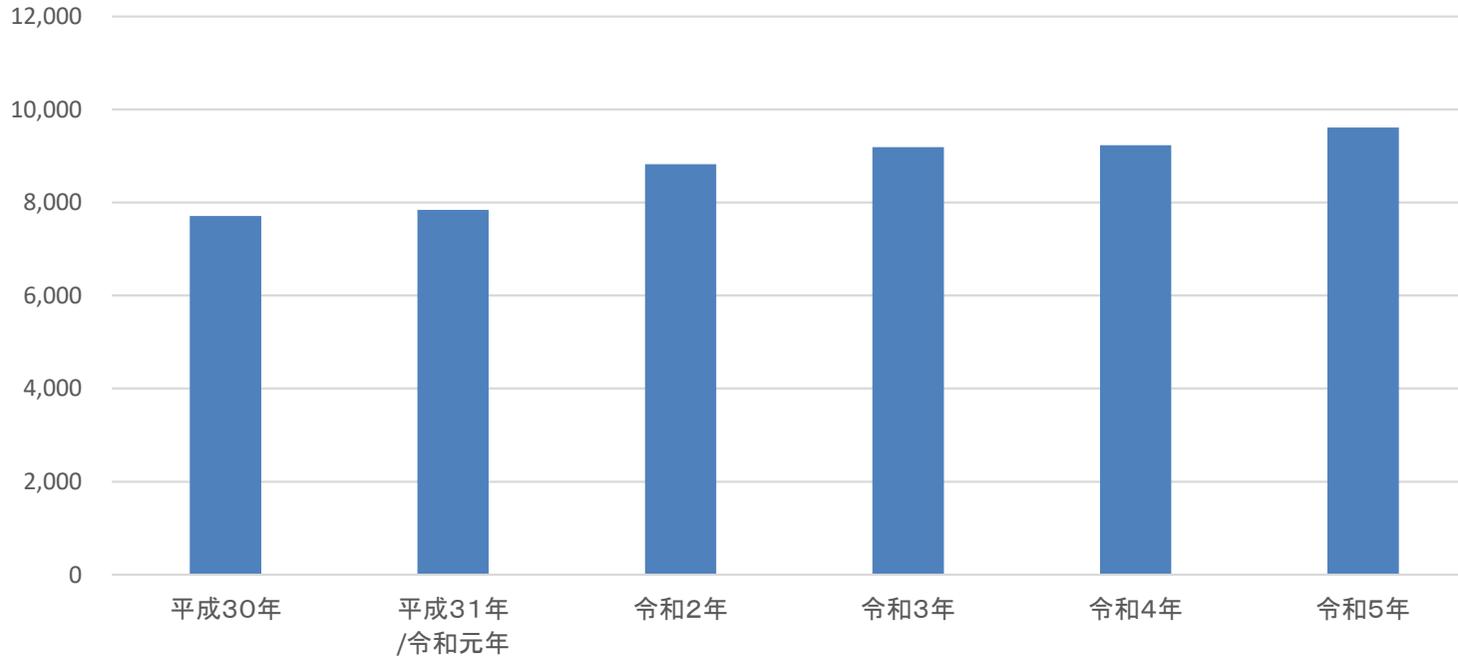


資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

市区町村長申立件数の推移（平成30年～令和5年）

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、令和5年は全体の約23.6%となっている。

(単位:件)



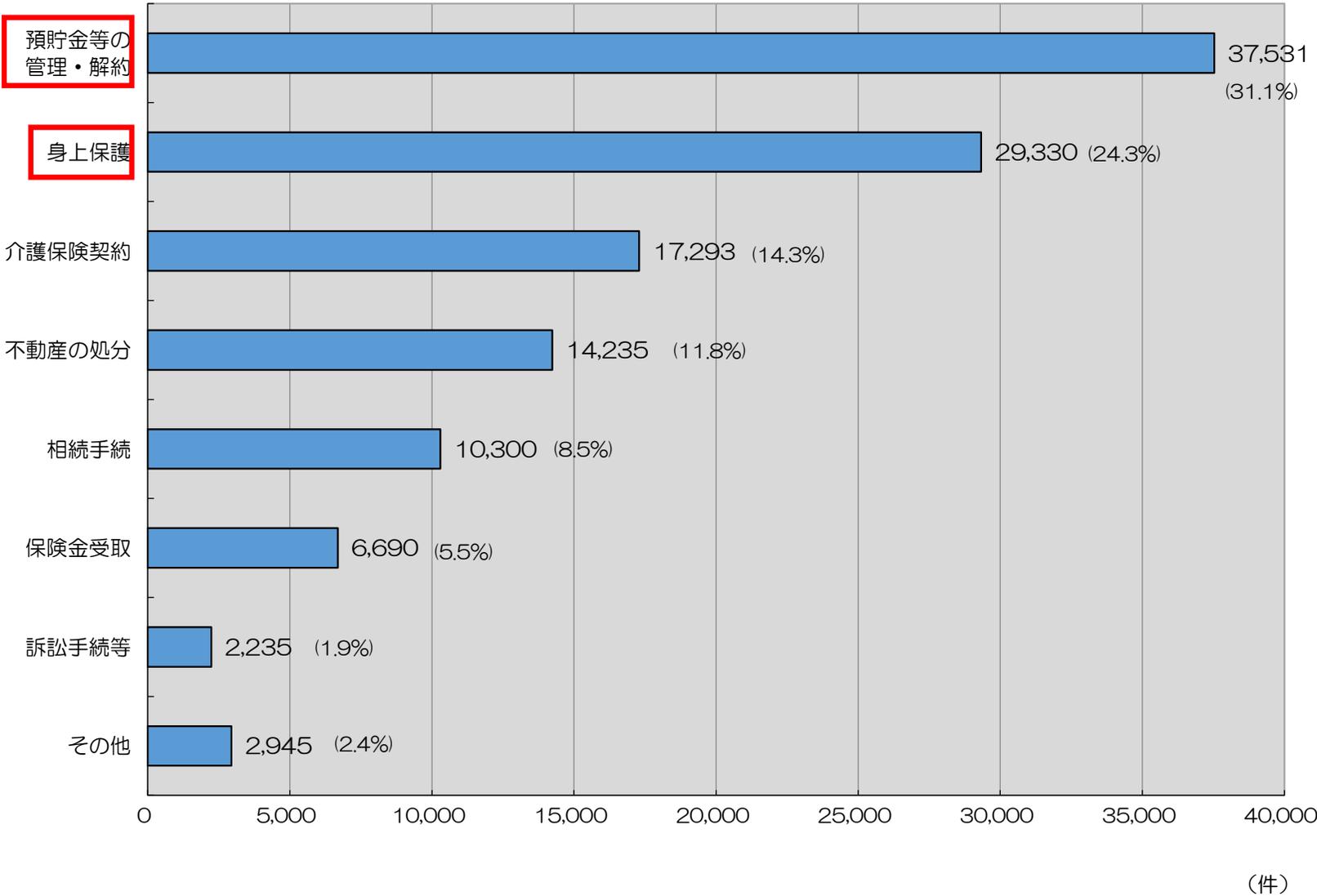
	平成30年	平成31年 / 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
市区町村長申立件数	7,705	7,837	8,822	9,185	9,229	9,607
総数に占める割合	21.3%	22.0%	23.9%	23.3%	23.3%	23.6%
総数	36,186	35,640	36,858	39,361	39,570	40,717

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

申立ての動機別件数（令和5年）

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上保護となっている。



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

資料: 最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」

都道府県別の市区町村長申立件数（令和5年）

○ 全国の市区町村長申立件数は9,607件であり、総数に占める割合は約23.6%である。都道府県別の総数に占める割合は、約10.7%～44.0%と地域によってばらつきがある。

都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合	都道府県名	市町村長 申立件数	都道府県 ごとの総数	総数に 占める割合
北海道	423件	1,844件	22.9%	石川	154件	428件	36.0%	岡山	343件	931件	36.8%
青森	147件	389件	37.8%	福井	59件	255件	23.1%	広島	219件	877件	25.0%
岩手	81件	303件	26.7%	山梨	83件	315件	26.3%	山口	124件	477件	26.0%
宮城	89件	409件	21.8%	長野	121件	496件	24.4%	徳島	108件	323件	33.4%
秋田	42件	201件	20.9%	岐阜	73件	317件	23.0%	香川	80件	292件	27.4%
山形	91件	237件	38.4%	静岡	296件	1,268件	23.3%	愛媛	139件	380件	36.6%
福島	174件	441件	39.5%	愛知	340件	1,452件	23.4%	高知	83件	261件	31.8%
茨城	173件	568件	30.5%	三重	84件	391件	21.5%	福岡	269件	1,746件	15.4%
栃木	112件	382件	29.3%	滋賀	58件	487件	11.9%	佐賀	72件	275件	26.2%
群馬	94件	534件	17.6%	京都	138件	1,293件	10.7%	長崎	50件	362件	13.8%
埼玉	466件	1,693件	27.5%	大阪	648件	3,588件	18.1%	熊本	232件	527件	44.0%
千葉	443件	1,908件	23.2%	兵庫	315件	2,359件	13.4%	大分	54件	262件	20.6%
東京	1,440件	5,102件	28.2%	奈良	104件	479件	21.7%	宮崎	162件	464件	34.9%
神奈川	745件	3,394件	22.0%	和歌山	72件	294件	24.5%	鹿児島	109件	450件	24.2%
新潟	181件	924件	19.6%	鳥取	63件	184件	34.2%	沖縄	99件	484件	20.5%
富山	79件	462件	17.1%	島根	76件	209件	36.4%	全国	9,607件	40,717件	23.6%

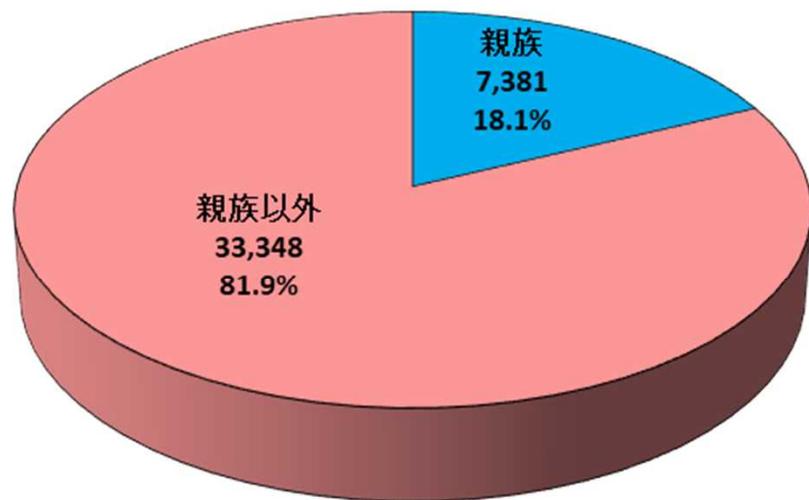
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

（注2） 各都道府県所在の家庭裁判所における申立件数である。

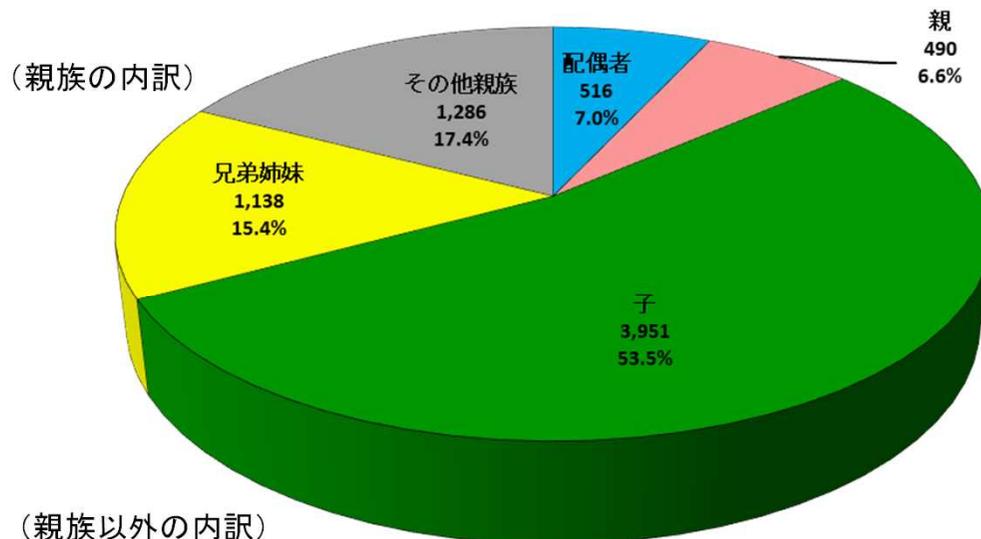
成年後見人等と本人の関係別件数（令和5年）

○ 成年後見人等と本人の関係については、親族（配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族）が成年後見人等を選任されたものが7,381件（全体の約18.1%）、親族以外の第三者が選任されたものが33,348件（全体の約81.9%）となっている。

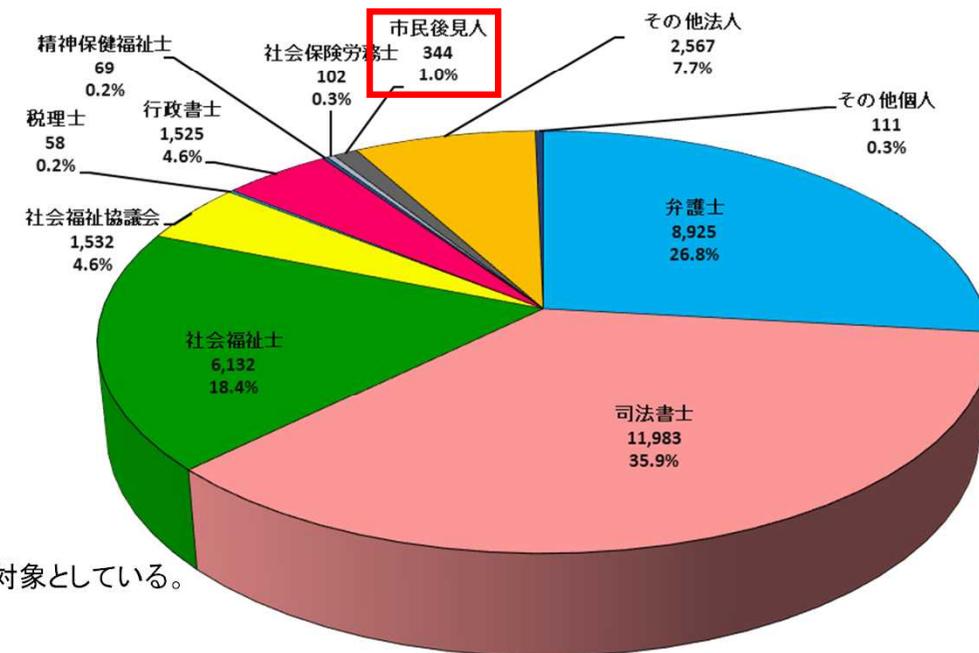
（親族、親族以外の別）



（親族の内訳）



（親族以外の内訳）



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象としている。

（注2） 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。



成年後見制度利用促進の取組について



成年後見制度の取組経緯

1. 成年後見制度利用促進の取組経緯

- 成年後見制度が十分に利用されていないことから、平成 28年4月に成年後見制度利用促進法（議員立法）が成立。
平成29年3月、同法に基づく成年後見制度利用促進基本計画（期間はH29～R3年度の5年間）を閣議決定。
- 基本計画では、成年後見制度の広報や相談等を各地域で担う体制の整備などの成年後見制度の利用促進に関する施策を定め、最高裁や法務省等の関係省庁と連携の下、計画的に取組を推進。

2. 基本計画の見直しについて

- 令和3年度は基本計画の最終年度であることから、令和3年3月から「成年後見制度利用促進専門家会議」で第二期基本計画の検討を開始。専門家会議6回（3つのWGで合計13回）の検討を経て、令和3年12月15日に「最終とりまとめ」を実施（12月22日公表）。
- 令和4年3月25日に第二期基本計画（計画期間：令和4年度～令和8年度）を閣議決定。
（第二期計画の中間年度である令和6年度は、中間検証を行う。）

第一期計画の課題と第二期計画における対応について

第一期計画における課題

(平成29年度～令和3年度)

○ 成年後見制度とその運用について

- ・ 後見人等が選任されると、判断能力が回復しない限り、預貯金の解約等の課題解決後も成年後見制度の利用が継続して、本人のニーズ変化に対応できないこと（制度があまり利用されない）
- ・ 後見人等が本人の意思を尊重しない場合があること ※親族 19%
親族以外81%(うち弁護士27%、司法書士37%)

○ 後見人の報酬について

- ・ 後見人等の専門性や事務の内容に見合った報酬額の決定が必ずしもされないこと
- ・ 市町村により報酬助成事業の実施状況が異なること

○ 地域連携ネットワークづくりについて

- ・ 小規模市町村を中心に、本人の権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワーク（行政・福祉・法律専門職・家庭裁判所の連携のしくみ）の整備が進んでいないこと
- ・ 高齢者の増加に伴う制度の利用ニーズ増に対応するための担い手確保

第二期計画における対応

(令和4年度～8年度)

○ 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

- ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討を実施
- ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討を実施（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すため方策の検討。検討を踏まえ福祉制度・事業の見直しを検討）

○ 成年後見制度の運用の改善

- ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現。都道府県による意思決定支援研修の実施。

○ 後見人への適切な報酬の付与

- ・ 最高裁・家庭裁判所で適切な後見人報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討
- ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討

○ 地域連携ネットワークづくりの推進

- ・ 都道府県の機能強化(都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等)により地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備
- ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で基本計画を早期に策定
- ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成(都道府県が育成方針策定) ※担い手の支援は地域連携ネットワークで実施

第二期成年後見制度利用促進基本計画の概要

～ 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進 ～

○ 成年後見制度利用促進法に基づき、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（計画期間は令和4～8年度の5年間）を閣議決定

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

◆ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

- 地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていく。

◆ 尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

- 以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。
- ① 本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること
- ② 成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制を整備すること
- ③ 成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実すること
- ④ 任意後見制度や補助・保佐類型が利用されるための取組を進めること
- ⑤ 不正防止等の方策を推進すること

◆ 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

- 地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく。



II 成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 成年後見制度等の見直しに向けた検討
 - スポット利用の可否／三類型の在り方／成年後見人の柔軟な交代／成年後見人の報酬の在り方／任意後見制度の在り方
- 総合的な権利擁護支援策の充実
 - 日常生活自立支援事業等との連携・体制強化／新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討／都道府県単位での新たな取組の検討

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

- 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透
- 適切な後見人等の選任・交代の推進等
- 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等
- 各種手続における後見業務の円滑化等

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
 - 尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加
- 地域連携ネットワークの機能
 - 個別支援と制度の運用・監督
- 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
 - 中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり
- 包括的・多層的な支援体制の構築

4 優先して取り組む事項

- 任意後見制度の利用促進
- 担い手の確保・育成等の推進
- 市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進
- 地方公共団体による行政計画等の策定
- 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

- 尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。
- 同制度等が見直されるまでにおいても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

(1) 成年後見制度等の見直しに向けた検討

制度改正の方向性等に関する指摘

- 必要性・補充性の考慮
- 三類型の一元化
- 有期（更新）
- 障害者権利条約の審査状況を踏まえた見直し
- 本人が必要とする身上保護、意思決定支援等の内容の変化に応じた円滑な交代
- 公的な関与を強めた後見等の開始

市町村長の権限等に関する指摘

- 市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限の拡充
- 成年後見制度利用支援事業の見直し

(2) 総合的な権利擁護支援策の充実

日常生活自立支援事業等との連携、体制強化

- 他制度との連携の推進、実施体制の強化
- 他制度等との役割分担の検討方法についての周知

新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討

- 市町村の関与の下で、市民後見人養成研修修了者等による意思決定支援によって、適切な生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等）が確保される方策等の検討
- 上記の意思決定支援等に際して、権利侵害や法的課題を発見した場合に、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策の検討

都道府県単位での新たな取組の検討

- 寄付等の活用による多様な主体の参画の検討
- 公的な関与による後見の実施の検討

日常生活自立支援事業の概要

- 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている」と評価。



1. 実施主体

- 都道府県社会福祉協議会又は指定都市社会福祉協議会
 - ※ 事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可
- 【令和5年度末の実施体制】

基幹的社會福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2. 利用対象者

- 判断能力が不十分な者であり、かつ本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者。

【令和5年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数(人)	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

3. 援助の内容

福祉サービスの利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
- ② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- ④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的な金銭管理サービス

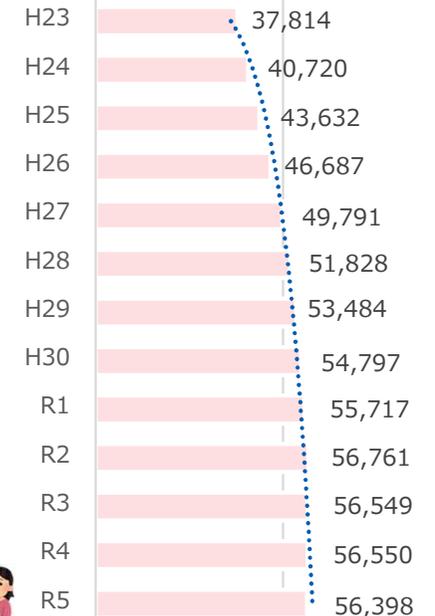
- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き
- ③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

書類等の預かりサービス

- (保管できる書類等)
- ① 年金証書
 - ② 預貯金の通帳
 - ③ 権利証
 - ④ 契約書類
 - ⑤ 保険証書
 - ⑥ 実印・銀行印
 - ⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類(カードを含む)

定期的な訪問による生活変化の察知
 ≪見守り≫

4. 実利用者数の推移



具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的な金銭管理等を実施(1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円)



持続可能な権利擁護支援モデル事業 モデル事業の概要等及びこれまでの実施実績（令和4・5年度）

事業の概要・スキーム、実施主体等

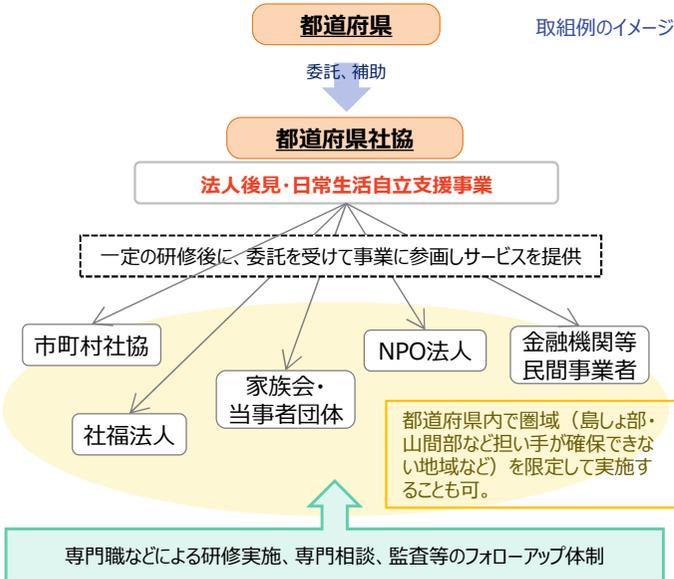
○ 持続可能な権利擁護支援モデル事業
【実施主体：都道府県・市町村（委託可）】

● 3つのテーマに関して、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

<基準額> 1自治体あたり 5,000千円
<補助率> 3/4

① 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組

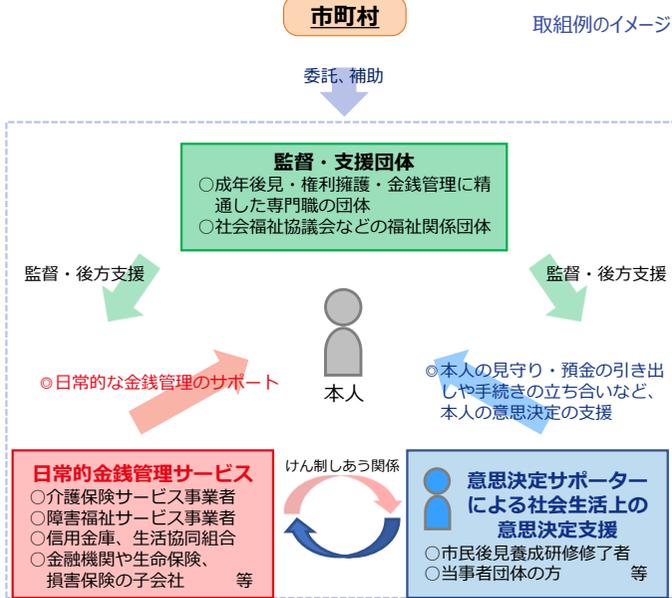
権利擁護支援の担い手が不足している地域において、法人後見や日常生活自立支援事業の取組に民間企業など福祉関係以外の事業者等も含めた新たな主体の参画を促すことにより、地域における権利擁護支援の担い手の確保、育成の増進を目指す取組。



【R4実施自治体】 静岡県、取手市
【R5実施自治体】 静岡県、京都府、宮崎県

② 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組

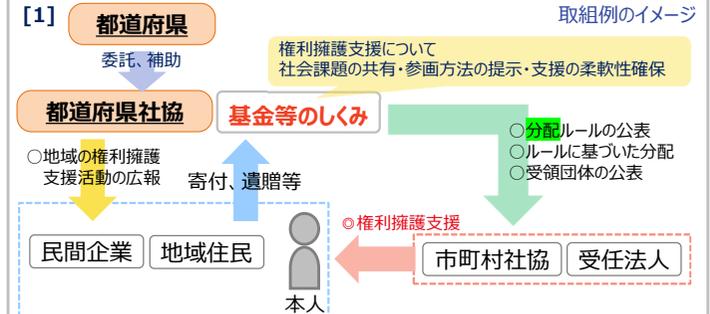
市町村の関与の下で意思決定サポーターによる意思決定支援によって、利益相反など本人に不利益が生じないように留意しながら、日常的な金銭管理など適切な生活支援等のサービスを行う方策を検討する取組。
意思決定の場面において、権利侵害等を発見した場合に司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討



【R4実施自治体】 長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町
【R5実施自治体】 長野市、豊田市、八尾市、藤沢市、黒潮町、古賀市、京極町、山口市、大川市

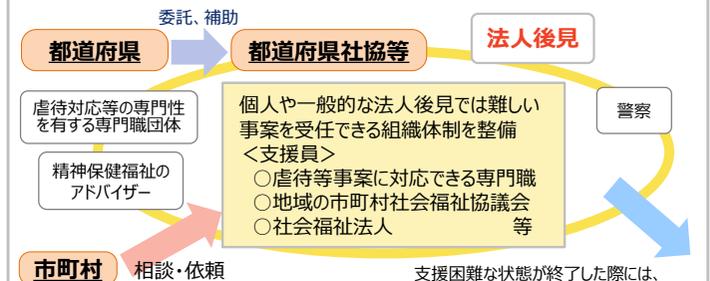
③ [1]寄付等の活用や、[2]虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する取組

民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組



【R4実施自治体】 長野県
【R5実施自治体】 -

虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組。



【R4実施自治体】 -
【R5実施自治体】 -

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

- 都道府県等は、意思決定支援研修等を継続的に行う。国は、意思決定支援の指導者育成、意思決定支援等に関する専門職のアドバイザー育成、専門的助言についてのオンライン活用支援などに取り組む。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のほか、各種意思決定支援ガイドライン等について、普及・啓発を行っていく。
- 意思決定支援の取組が、保健・医療・福祉・介護・金融等幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う。

○ 家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

- 各家庭裁判所には、地域の関係者との連携により、本人にとって適切な後見人の選任や状況に応じた後見人の交代を実現できるよう、引き続き努力することが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、関係機関等とも連携し、本人情報シートの更なる周知・活用に向けた方策を検討することが期待される。

○ 後見人等に関する苦情等への適切な対応

- 家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県は、それぞれの役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

○ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

- 最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定の考え方を早期に整理することが期待される。
- 市町村には、全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の実施内容を早期に検討することが期待される。国は、同事業への助成について必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。
- 国は、後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等の手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。
- 国は、成年後見制度の見直し検討の際、報酬のあり方も検討する。併せて、関係省庁は、報酬助成等の制度のあり方について検討する。

○ 不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

- 金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、後見制度支援預貯金等の導入や改善を図ることが期待される。
- 最高裁判所・家庭裁判所には、不正防止のため、引き続き適切な監督に向けた取組をすることが期待される。専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する団体は各市民後見人に対して、不正防止の取組を受任前や養成段階から進めることが期待される。
- 専門職団体・市民後見人を支援する団体等には、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○ 各種手続における後見業務の円滑化等

- 市町村・金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、同制度の理解の促進を図る必要がある。

成年後見制度利用促進体制整備研修等の実施【令和元年度～】

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員・専門アドバイザー向け研修、後見人等への意思決定支援研修を実施。
- 令和元年～5年度の5か年で、**延べ8,273名が受講**した。令和2年度からオンラインにて実施したことにより受講者数が増加。
- 都道府県の支援体制強化のため、都道府県担当職員・アドバイザー向け研修においては、都道府県にて研修が実施がきるようにプログラムを変更して、意思決定支援研修担当向けの研修内容を新たに実施。
- **親族後見人、市民後見人等も対象とした「後見人等への意思決定支援研修」については、令和2年度（都道府県は令和4年度）から実施。令和4年度までに延べ6,761名が受講した。**

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・アドバイザー向け研修	後見人等への意思決定支援研修	
対象		市町村、中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員	都道府県担当者、都道府県社会福祉協議会等の職員、体制整備担当アドバイザー、権利擁護支援担当アドバイザー、意思決定支援研修担当、希望する市町村、中核機関等の職員	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、市区町村職員、中核機関職員、意思決定支援に関わる関係者、等	
手法等 (R5)		<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間×2回） <small>※R4より、ライブ配信日の受講が難しい方向けコースを設定</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信 ・ライブ配信（3日間） 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド配信 ・ライブ配信 <small>（対象別演習1日×4回、総合演習1日）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・ライブ配信（半日） 	
内容等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 権利擁護支援の基本的な考え方、地域連携ネットワークの全体像等の理解を目的として実施。 ○ 具体的には、関連制度に関する基礎的な講義や、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、相談、市町村における協議会運営等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関職員として求められる実践的なスキルの習得を目的として実施。 ○ 具体的には、意思決定支援、受任調整、後見人支援等に関する事例を踏まえた応用的な演習を実施。任意後見・補助・保佐類型の相談対応についても、講義・演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ R4～都道府県の支援体制強化のため内容を充実。各役割を理解することを目的として実施。 ○ 具体的には、研修企画、市町村支援、担い手の育成方針、地域連携ネットワーク、都道府県協議会、権利擁護支援の相談、ケース会議等に関する事例を踏まえた演習を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。 ○ 意思決定支援の基本的考え方、意思決定と代行支援等、講義・演習を実施。 	
延べ受講者数	R元	651名	447名	81名	厚生労働省実施 —	都道府県実施 —
	R2	1,058名	881名	104名	2,777名	—
	R3	355名	556名	115名	1,901名	—
	R4	1,164名 <small>（うち ライブ配信受講が難しい方向け 466名）</small>	651名	310名 <small>（うち 意思決定支援指導者養成研修 87名）</small>	539名	1,544名
	R5	1,133名 <small>（うち ライブ配信受講が難しい方向け 466名）</small>	523名	244名	534名	調査予定
	合計	4,361名	3,058名	854名	5,751名	1,544名

※R2～R5については、オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

成年後見制度利用支援事業の推進

- 全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組により、**成年後見制度利用支援事業の適切な実施を推進**。

◆ 自治体への通知発出及び全国担当課長会議における周知

- 令和5年5月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」※を各都道府県・各市町村あて発出。同事業の対象として、市町村長申立以外の本人申立や親族申立費用及び報酬、生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、後見等監督人が選任される場合の報酬等を含むこと等について検討するよう周知。

※令和5年5月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名事務連絡

- また、令和6年3月開催の全国担当課長会議等において、上記について再度周知を行い、成年後見制度利用支援事業の推進について依頼。

(参考) 成年後見制度に係る申立費用や報酬助成の状況

高齢者関係

n=1,741 / R4.4 1,699自治体 / R5.4 1,708自治体

・ 申立費用及び報酬両助成あり	1,602自治体・92.0%	→	1,628自治体・93.5%
・ 申立費用助成のみ	11自治体・0.6%	→	9自治体・0.5%
・ 報酬助成のみ	86自治体・4.9%	→	71自治体・4.1%
・ いずれもなし	42自治体・2.4%	→	33自治体・1.9%

障害者関係

※数値は速報値であり、今後変動する可能性がある
n=1,741 / R4.4 1,703自治体 / R5.4 1,708自治体

・ 申立費用及び報酬両助成あり	1,605自治体・92.0%	→	1,636自治体・94.0%
・ 申立費用助成のみ	15自治体・0.9%	→	10自治体・0.6%
・ 報酬助成のみ	83自治体・4.8%	→	62自治体・3.6%
・ いずれもなし	38自治体・2.2%	→	33自治体・1.9%

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R5.4	1,706	1,178	1,143	973	1,708	1,687	1,685	14	1,694
R4.4	1,699	1,116	1,095	880	1,699	1,685	1,683	21	1,678
R3.4	1,688	1,069	1,039	884	1,689	1,674	1,671	23	1,667

時点	申立者別				類型別			資力別	
	市区町村長申立	本人	親族	その他	後見	保佐	補助	生活保護のみ	生活保護以外も可
R5.4	1,707	1,183	1,150	904	1,708	1,689	1,686	13	1,695
R4.4	1,702	1,118	1,093	873	1,703	1,686	1,684	16	1,687
R3.4	1,680	1,063	1,030	893	1,681	1,668	1,666	31	1,651

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり～方向性と進め方～

- 権利擁護支援を必要としている人は、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。身寄りがいないなど孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。
- 各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、**地域社会に参加**できるようにするため、**地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）**をつくっていく。

ネットワークづくりの方向性

「包括的」なネットワーク

- 権利擁護に関する様々な既存の仕組み（地域包括ケアや虐待防止など）や、地域共生社会実現に関する支援体制、地域福祉の推進などとの有機的な結びつきによる、多様な分野・主体との連携

「多層的」なネットワーク

- 圏域などの複数市町村単位や都道府県単位の仕組みを重ねあわせた「多層的」なネットワークづくり

ネットワークづくりの進め方

早期に取り組むこと

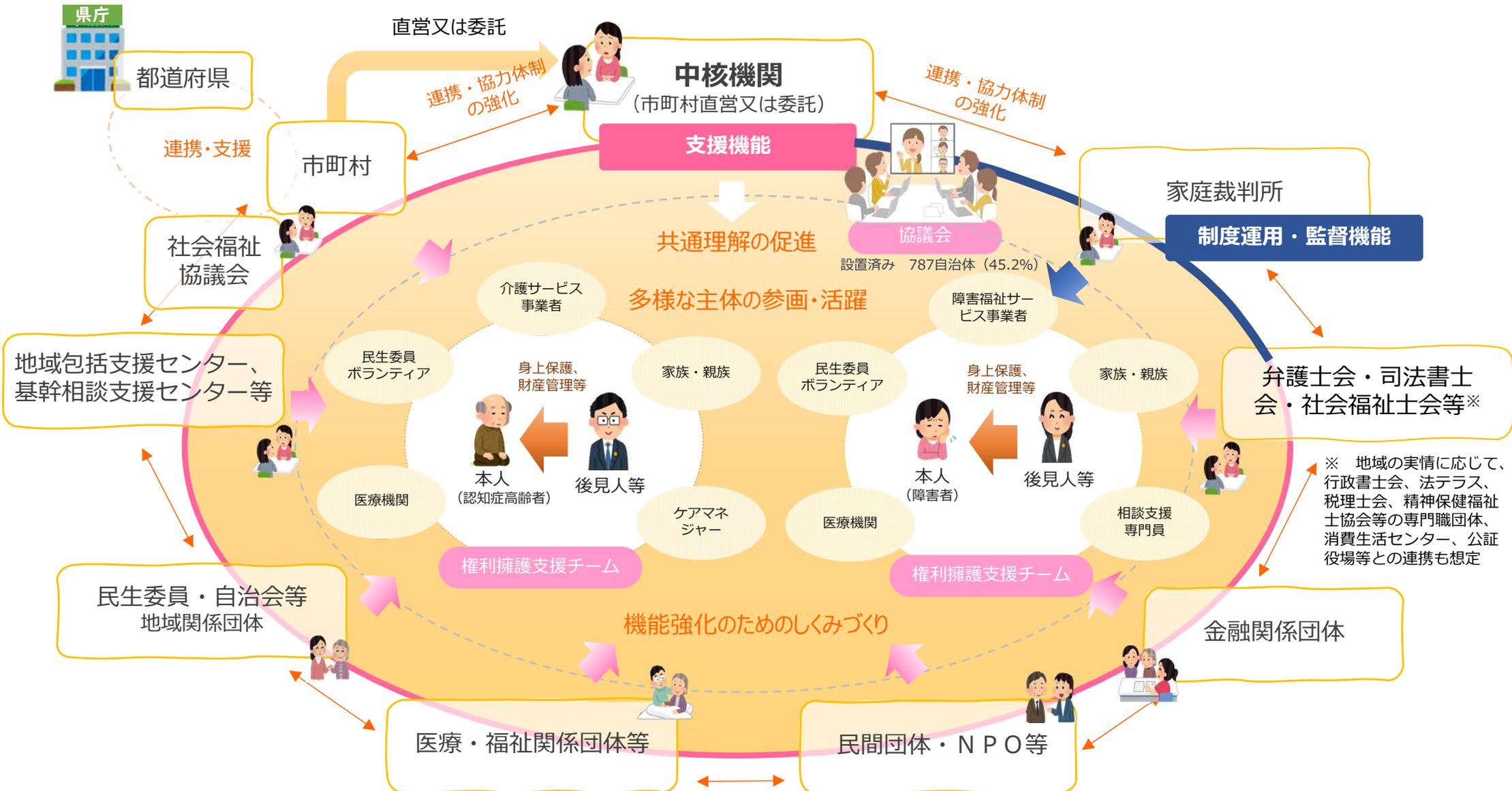
- 権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知
- 成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進

広報・相談を行う中核機関を整備している場合

- 受任者調整や後見人選任後の支援へ取り組む
- 市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県も主体的に取り組むことが重要

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみ」。



権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能（個別支援と制度の運用・監督）～

- 地域連携ネットワークが担う機能には、**権利擁護支援を行う3つの場面に対応した形で、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能**がある。

		「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の機能	
		福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能	家庭裁判所による「制度の運用・監督」機能
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	<p>①「権利擁護の相談支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援二ーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人・親族、支援関係者からの相談対応、成年後見制度や権利擁護支援の説明 ・ 成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援二ーズの精査 ・ 成年後見制度の適切な利用の検討や、必要な見守り体制・他の支援へのつなぎ 	<p>①「制度利用の案内」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内（パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやDVD等各種ツールの充実による手続理解の促進）
	成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）	<p>②「権利擁護支援チームの形成支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や関係者が、専門職などと連携して作成した権利擁護支援の方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援の方針（具体的な課題の整理、必要な支援の内容）の検討 ・ 適切な申立ての調整（市町村長申立の適切な実施を含む） ・ 権利擁護支援を行うことのできる体制づくりの支援（課題解決後の後見人等の交代も含めた初期方針の検討、適切な後見人等候補者や選任形態の検討・マッチング） 	<p>②「適切な選任形態の判断」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護支援チームの形成支援機能により示された本人の意向や、対応すべき課題を踏まえた後見人等の候補者と選任形態などを含めた各事案の事情を総合的に考慮した後見人等の適切な選任
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）	<p>③「権利擁護支援チームの自立支援」機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームが課題解決に向けた対応を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。 <ul style="list-style-type: none"> ・ チーム開始の支援（後見人等選任後における支援方針の確認・共有（支援内容の調整、役割分担）、モニタリング時期やチームの自立に必要なバックアップ期間等の確認） <p><チームによる支援の開始後、必要に応じて></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等やチーム関係者などからの相談対応 ・ チームの支援方針の再調整（支援の調整、後見人等の交代や類型・権限変更の検討、中核機関や専門職による当該チームへの支援の終結に向けた確認など） 	<p>③「適切な後見事務の確保」の機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見人等が行う後見業務（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務手続）の適切な遂行のため、後見人等への相談対応や助言 ・ 必要に応じた指導や指示、監督処分 ・ 権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考にした適切な交代や選任形態の見直し

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

～地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（連携・協力による地域づくり）～

- 権利擁護支援を行う3つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「制度の運用・監督」の機能を適切に果たすため、地域・福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の地域連携ネットワークの関係者が、以下の3つの視点（ア～ウ）を持って、自発的に協力して取り組むことが必要である。

（なお、市町村単位では取り組みにくい内容については、都道府県が市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要。）

ア：異なる立場の関係者が、各々の役割を理解し、認識や方向性を共有するための「共通理解の促進」の視点

イ：様々な立場の関係者が新たに権利擁護支援に参画し、取組を拡げていくための「多様な主体の参画・活躍」の視点

ウ：多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動するための「機能強化のためのしくみづくり」の視点

		「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組 (全国各地で共通して実施することが望ましいもの)		
		ア「共通理解の促進」の視点	イ「多様な主体の参画・活躍」の視点	ウ「機能強化のためのしくみづくり」の視点
権利擁護支援を行う3つの場面	権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前) 【機能】 ①権利擁護の相談支援 ①制度利用の案内	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 中核機関と各相談支援機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 各相談支援機関等の連携のしくみづくり 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
	成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで) 【機能】 ②権利擁護支援チームの形成支援 ②適切な選任形態の判断	<ul style="list-style-type: none"> 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県と市町村による地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の育成 専門職団体による専門職後見人の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
	成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後） 【機能】 ③権利擁護支援チームの自立支援 ③適正な後見事務の確保	<ul style="list-style-type: none"> 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手（市民後見人、後見等実施法人）の活躍支援 制度の利用者や後見人等からの相談等を受ける関係者（当事者団体、専門職団体）との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

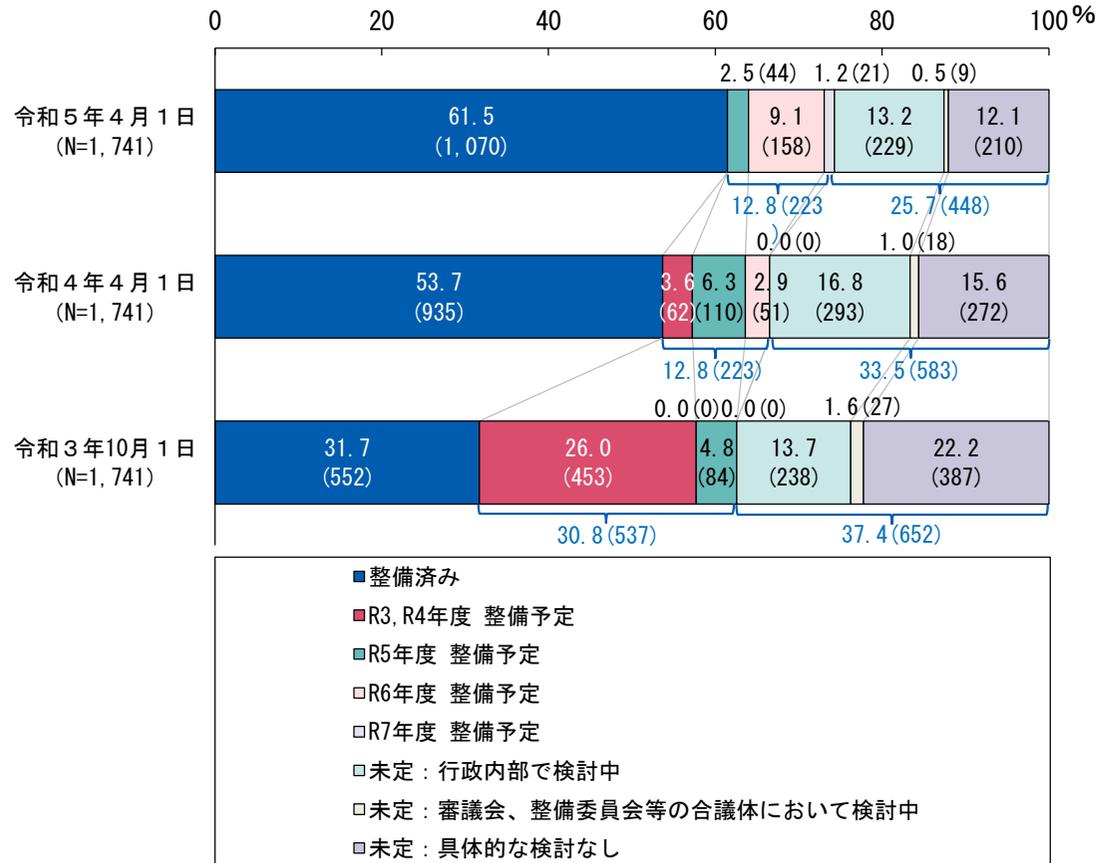
成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果

調査対象: 全1,741市町村及び全47都道府県 調査時点: 令和5年4月1日(一部の調査項目は令和4年度実績等)

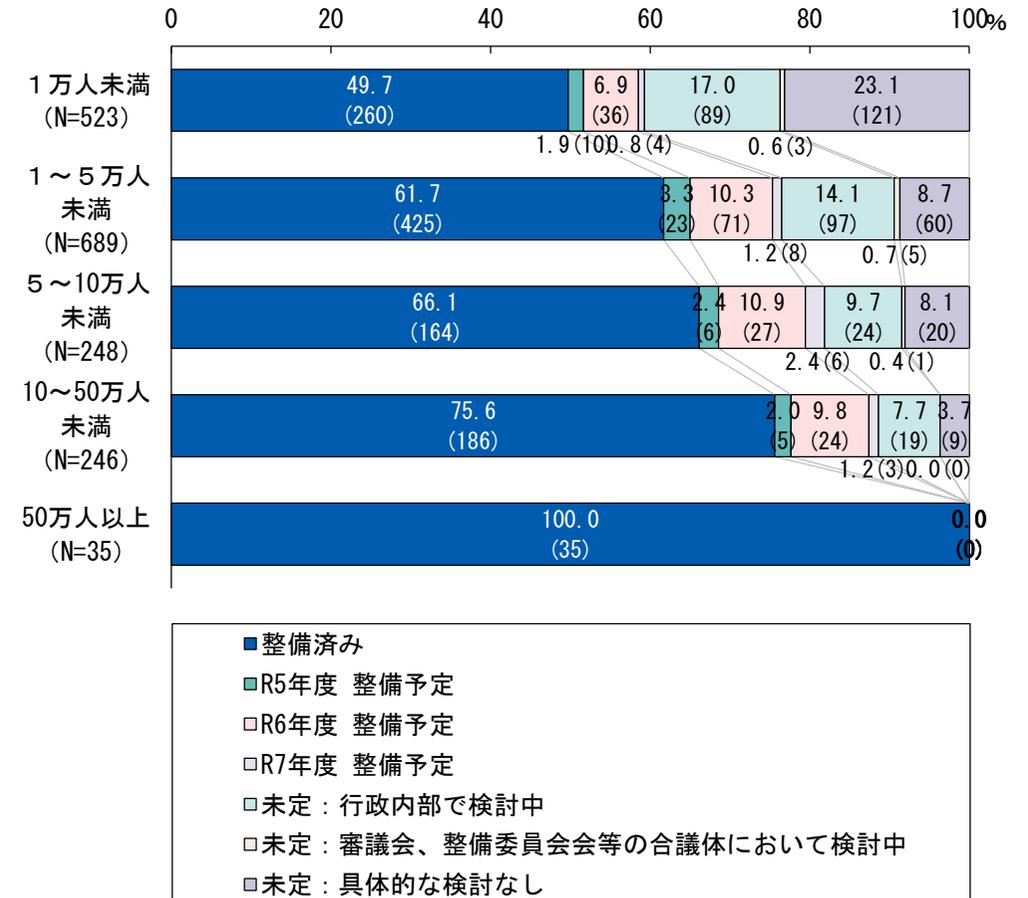
1 中核機関の整備状況

<整備済(R5.4時点): 1,070市町村(61.5%) ⇒ 整備済+整備見込あり: 1,293市町村(74.3%)> 【令和6年度末KPI: 1,741市町村】

●中核機関の整備状況、整備(予定)時期<全体>



●中核機関等の整備状況、整備(予定)時期<自治体規模別>



4 優先して取り組む事項

○ 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

○ 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見業務等の担い手として存在している必要がある。
- ・ 市民後見人等の育成・活躍支援は、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点も重視して推進する。国は、意思決定支援や身上保護等の内容を含めるなど、より充実した養成研修カリキュラムの見直しの検討等を進める。
- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、市町村と連携して市民後見人養成研修を実施することが期待される。また、市町村には、市民後見人の活動の支援や市民後見人の役割の周知などを行うことが期待されるほか、研修受講者の募集を主体的に進めることや、必要に応じて、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。
- ・ 法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される一方、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要もある。
- ・ 国は、法人後見研修カリキュラムと、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等を併せて周知する。
- ・ 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。
- ・ 専門職団体による専門職後見人の確保・育成、市町村・中核機関による必要に応じた親族後見人の支援も行う。

担い手の確保・育成等の推進 ～ 基本方針 ～

- 中核機関等の整備による権利擁護支援の二ーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、担い手の確保・育成等の重要性は増大。判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせた適切な後見人等が選任、交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。
- 市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきたが、現状として、市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は2割程度。人口規模が小さく社会資源が乏しい等により、単独市町村での養成が難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携・調整までを行うことが難しいからと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因と考えられる。
- 担い手の確保・育成は、広域的な課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められる。担い手の確保・育成は、促進法第15条等に基づく都道府県による取組が必要。

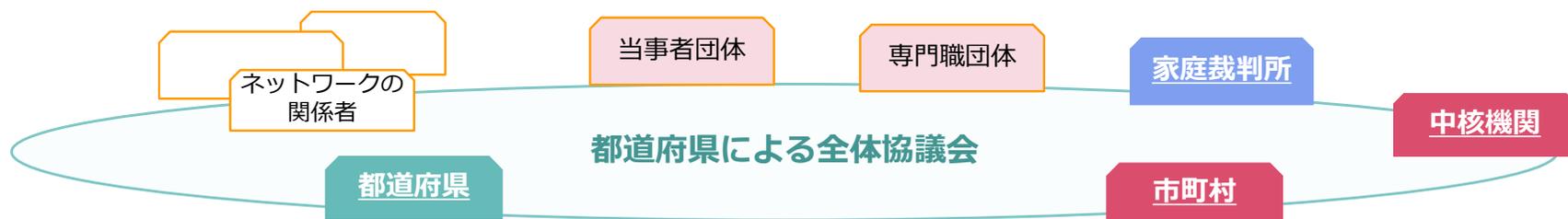
多様な担い手の確保・育成の推進

- 市民後見人の育成・活躍支援
- 法人後見の担い手の育成
- 専門職後見人の確保・育成
- 親族後見人への支援

第二期計画における担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

都道府県による具体的しくみづくり

- ①市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない課題などについての情報収集・分析の実施
- ②後見活動が想定される圏域を設定
- ③市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定
- ④市町村と連携した養成研修の実施



市民後見人の育成・活躍支援

- **市民後見人**とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、**地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民（専門職や親族ではない）**であって、**家庭裁判所によって後見人等として選任されている人**を指す。
- 第二期計画では、**地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。**都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、**市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要**である。

専門家会議での指摘



地域住民が、生活者の視線で、丁寧な**身上保護・意思決定支援**を行うことにより、**地域住民である本人を支えている。**このことによる本人への**エンパワメント効果**がある。

市民後見人の活動そのものが、住民による**地域課題解決の取り組み**となっている。



育成してきた**市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ない**

市民後見人養成に取り組んでいる(予定含む)市町村は24.6% (令和4.4.1)

第二期計画におけるポイント

- 地域共生社会の実現という観点も重視して推進
- 国は養成カリキュラムを見直しの検討。
国は、養成研修終了後、（選任されていないもの）**制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援**などを行っている人にふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策を検討。
- 都道府県・市町村は、カリキュラムの見直しや、**養成研修修了者の活動の受け入れ先の拡大**を行うしくみづくりを行う。
- 市町村・都道府県による市民後見人養成研修の実施。
- 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援。

市民後見人の
育成支援とは

地域住民が後見人等として
活動できるようにするための支援



地域において広く権利擁護の担い手として
活躍できるようにするための支援

4 優先して取り組む事項

○ 市町村長申立ての適切な実施

- **身寄りのない人等への支援や虐待事案等で市町村長申立ての積極的な活用が必要**である。都道府県には、実務を含めた研修の実施等を行うことが期待される。国は、都道府県職員向け研修の拡充、市町村長申立てが適切に実施されるための実務の改善を図っていく。

○ 地方公共団体による行政計画等の策定

- 市町村は、成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づき、市町村計画を定める。計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどに早期に着手する必要がある。
- 都道府県は、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針、担い手の確保の方針、市町村に対する体制整備支援の方針などを盛り込んだ地域連携ネットワークづくりの方針を策定することが望ましい。

○ 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進

- 都道府県は、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される。また、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある。
- 国は、都道府県職員向け研修の拡充、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成などを行う。

成年後見制度利用促進ポータルサイト（成年後見はやわかり）の運営等 各種広報・周知の実施【令和2年度～】

市町村の体制整備の
推進に関する取組

- 本人・家族等の利用や、自治体・中核機関の取組が促進されるよう、任意後見・補助・保佐等の広報・相談強化の取組の一環として、令和2年度よりポータルサイトの運営を実施。
サイトには、保佐を利用している知的障害者・精神障害者、任意後見契約をしている高齢者、活躍している市民後見人のインタビューを含む制度説明動画のほか、任意後見制度や成年後見制度の適切な利用を呼びかけるポスター、障害のある当事者向けの制度説明パンフレット、成年後見利用促進体制整備研修や意思決定支援研修の研修資料・動画等も掲載。
- 令和5年度は「47都道府県 中核機関の取組事例集」を作成し、全国の自治体、中核機関、職能団体等に送付。
- 都道府県交流会（全9回。オンライン開催）を開催し、都道府県担当職員・社会福祉協議会職員・アドバイザー等参加者間の交流を通じた成年後見制度利用促進・権利擁護支援の取組等の推進。

ポータルサイト閲覧実績：2,092,145回（令和5年4月～令和6年3月） ◆ サイト名：成年後見はやわかり（URL：https://guardianship.mhlw.go.jp/）



中核機関の取組事例集



ご本人・家族・地域のみなさまへ

制度の利用に必要な情報をくわしくお話しします

支援をご検討されているみなさまへ

あなたにできる支援についてくわしくお話しします

自治体・中核機関のみなさまへ

体制の整備に役立つ情報を閲覧・共有できます

任意後見制度、法定後見制度それぞれに、利用している当事者や支援者のインタビューを含む制度の説明動画を掲載。

活躍している市民後見人、法人後見の担当職員へのインタビューを含む説明動画を掲載。活動内容や意義、活動へのサポート体制を紹介。

検索システムにより、「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」に掲載している取組事例について、人口規模やキーワードなどで検索可能。

成年後見利用促進体制整備研修、意思決定支援研修資料、講義動画をアップ。

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

R5速報値

優先して取り組む事項 ※ 3

	KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況 (R5.4時点)
任意後見制度の利用促進 ・周知・広報 ・適切な運用の確保に関する取組	・全1,741市町村 ・全50法務局・ 地方法務局 ・全286公証役場 -	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知		関係機関等による周知の継続			任意後見制度の周知・広報 1,127 / 1,741市町村 50 / 50法務局・地方法務局 (R6.2時点) 286 / 286公証役場 (R6.2時点)
担い手の確保・育成等の推進 ・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県 ・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成の方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		担い手の育成方針の策定 6 / 47都道府県 市民後見人養成研修の実施 15 / 47都道府県 法人後見実施のための研修の実施 18 / 47都道府県
市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・成年後見制度利用支援事業の推進	・全47都道府県 ・全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施		都道府県による研修の継続実施			市町村長申立てに関する研修の実施 42 / 47都道府県 成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 申立費用741 / 1,741市町村 報酬 836 / 1,741市町村 障害者関係 申立費用726 / 1,741市町村 報酬 821 / 1,741市町村
権利擁護支援の行政計画等の策定推進 ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し		策定状況等のフォローアップ			市町村による計画策定・必要な見直し 1,210 / 1,741市町村
都道府県の機能強化 ・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置		都道府県による協議会の継続的な運営			都道府県による協議会設置 35 / 47都道府県

重要業績評価指標（KPI）の進捗状況について

		KPI※1 (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度	KPI 進捗状況
討 等 見 直 し に 向 け た 検 査	成年後見制度等の見直しに向けた検討	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討					—
	総合的な権利擁護支援策の充実	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					—
制 度 の 運 用 改 善 等	意思決定支援の浸透	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施		都道府県による研修の継続実施			意思決定支援研修の実施 16 / 47都道府県
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	—	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成		保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	・基本的考え方の整理と普及	—	適切な後見人等の選任・交代の推進等					
適 切 な 後 見 人 等 の 選 任 ・ 交 代 の 推 進 等	・柔軟な後見人等の交代の推進 (苦情対応を含む)	—	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					—
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	—	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
不 正 防 止 の 徹 底 と 利 用 し や す さ の 調 和	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	—	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					—
	・保険の普及等事後救済策の検討	—	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地 域 連 携 ネ ッ ト ワ ー ク づ く り	地域連携ネットワークづくり	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知		市町村による周知の継続			制度や相談窓口の周知 1,471 / 1,741市町村
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備		市町村による中核機関の運営			中核機関の整備 935 / 1,741市町村
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	—	中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	—	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	—	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
・包括的・多層的な支援体制の構築	—	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討				

4

権利擁護支援策の総合的な充実～今後の対応～



地域共生社会の在り方検討会議 概要

①設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

②主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鈴木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④今後のスケジュール（予定）

- 令和6年6月27日：第1回、令和6年度末：中間的な論点整理
令和7年夏目途：取りまとめ（令和7年夏以降：関係審議会で議論）

< **新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方について** >

- 今後、成年後見制度が「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時期に必要な範囲・期間で利用できる」制度に見直されるとした場合、判断能力が不十分な人(本人)の地域生活を支えるためには、地域福祉において、どのような連携・協力体制を構築すべきか。

- ・ 少なくとも、本人に対する生活支援等のサービス(簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービス)を提供する取組が必要と考えられ、その実施主体及び方法等について、どのように考えるか。【イメージ①】
- ・ 生活支援等のサービス提供に当たっては、本人の希望に応じ、本人の意思決定を支援することが重要と考えられ、本人に対する意思決定支援の範囲及び実施主体等について、どのように考えるか。【イメージ②】

※ これらの点を検討する際、支援の持続可能性、既存の取組・地域資源の活用等を考慮するほか、判断能力が不十分な人が「配慮を要する消費者」とされていることに留意する必要がある。

< **「中核機関」(※)に求められる新たな役割及びその位置付けについて** >

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

- 成年後見制度の見直しに伴い、司法と福祉との連携強化等を図る観点から、中核機関は、今後、どのような役割を果たすことが必要になると考えられるか。【イメージ①】

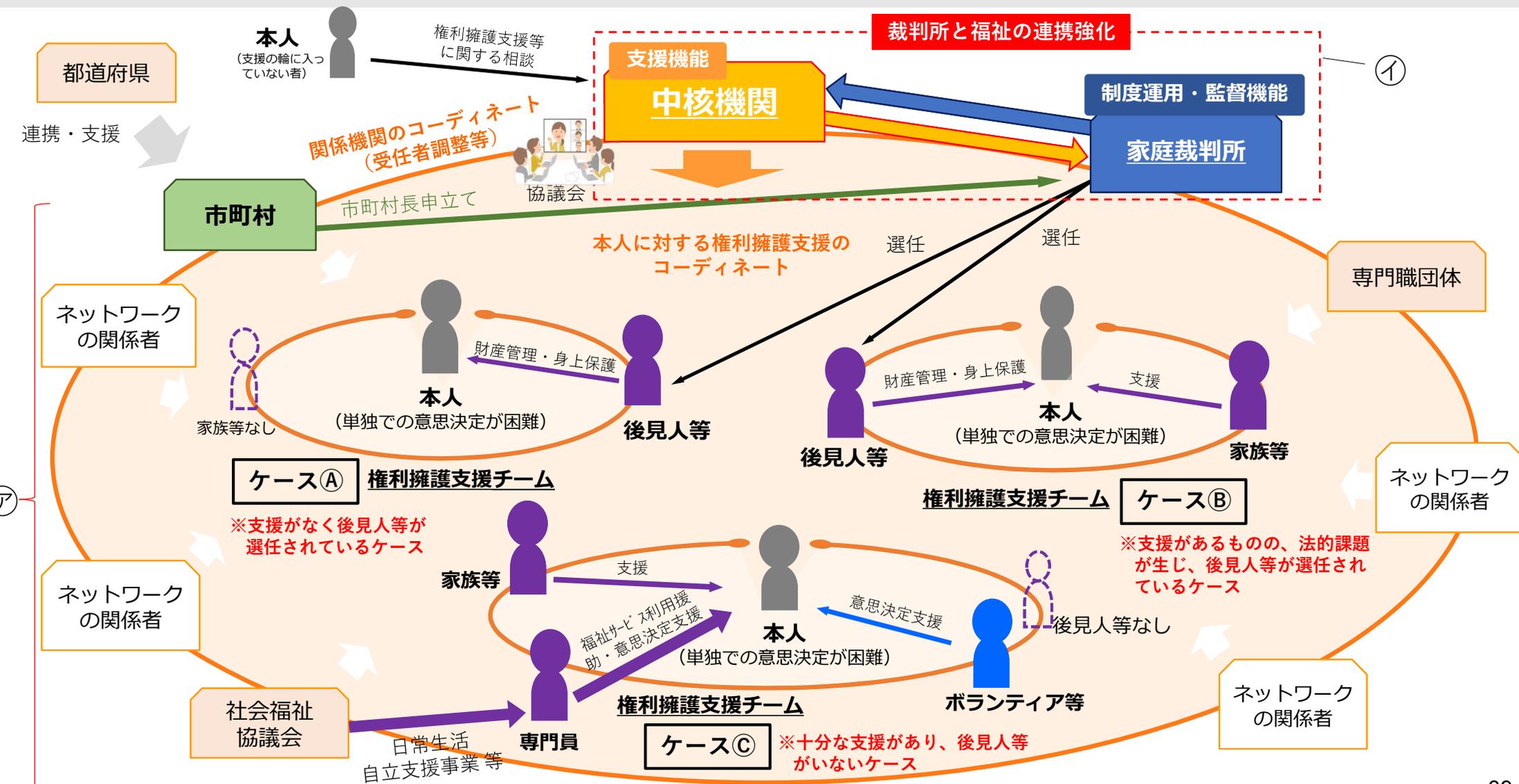
※ その際、新たな役割に応じた中核機関の位置付けやその名称等についても検討する必要がある。なお、検討に当たっては、中核機関の整備状況及び経緯等について考慮する必要がある。

本人を地域で支えるための支援の実施体制及び方法、中核機関の役割・位置付けについて

・ 現在、地域には、本人を支える支援の輪（後見人を含む。）が多様に存在しているが、今後、成年後見制度が見直された場合、後見人以外の支援を得て後見人が退任となる場合や、途中交代となる場合、重大な法律行為の発生により一時的に後見人を選任する場合等の発生が想定される。

① 今後、成年後見制度が見直された場合、**地域福祉における本人に対する支援体制として、どのような主体が、どのような方法により実施することが適当か**について検討する必要がある。

② また、成年後見制度の見直しも見据え、家庭裁判所との関係において、**中核機関の果たすべき役割やその位置付け**について検討する必要がある。

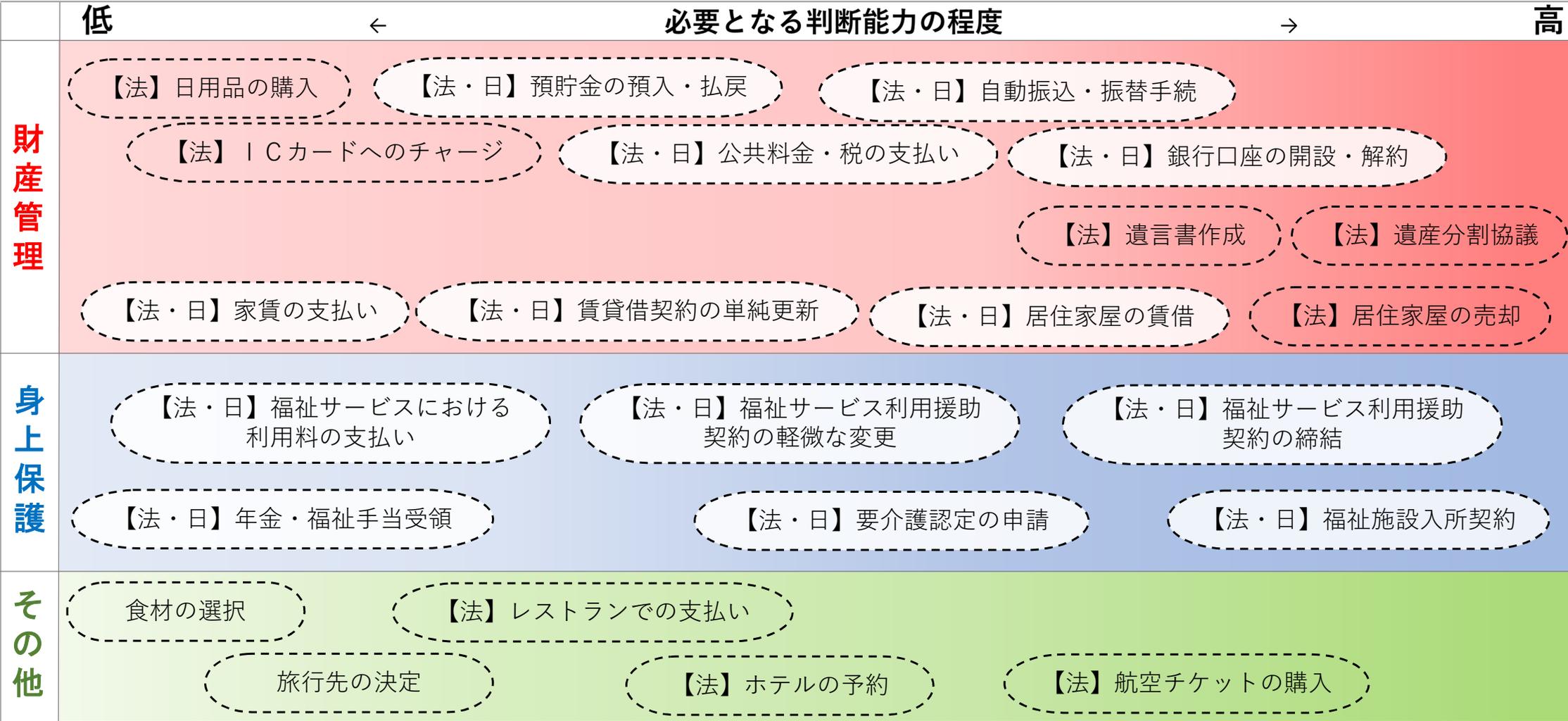


権利擁護支援の地域連携ネットワーク

資料出所: 第3回地域共生社会の在り方検討会議資料

地域福祉関係機関による意思決定支援の範囲及び実施主体について

今後、成年後見制度が見直されることによって、地域において、判断能力が不十分な人の意思決定を後見人以外の方が支援する場面が増えることも想定される。以下に例示した、本人に生じ得る意思決定のうち、**地域福祉関係機関（組織・チームレベル）**において、**対応が必要、かつ、支援が可能な意思決定支援の範囲及び実施主体**について検討する必要がある。



※「法」は「法律行為又は法律行為に準ずるもの」を、「日」は「日常生活自立支援事業において、利用援助を行っている行為」を指す。

本人
による意思決定

個人レベル
(本人に身近な家族等)
による支援が必要な意思決定

組織・チームレベル
(日自事業、権利擁護支援チーム等)
による支援が必要な意思決定

後見人等
(専門職、市民、法人等)
による法定代理が
必要な意思決定